

令和5年 長崎労働局管内の熱中症による労働災害

番号	発生月	業種	年代	休業見込期間	発生時間帯	気温 (注1)	WBGT値 (注2)	事案の概要
1	7月	商業	20歳代	1週間	15時台	26.0℃	28.4℃	屋内で、製品の入った箱をパレットに積む作業に従事中、急に座り込み立ち上がれなくなり救急搬送されたもの。
2	7月	道路貨物運送業	30歳代	4日	22時台	26.2℃	26.0℃	ホーム上で到着作業に従事中、体調の悪化をきたした。休憩室でしばらく休憩するも手足の痺れを発症したことから救急搬送されたもの。
3	7月	造船業	20歳代	7日	15時台	28.1℃	27.9℃	船内での部材取付作業中、目眩を覚え一旦は作業を中断、その後は朦朧となりながら18:30まで作業を行ったもの。なんとか帰宅したもの、症状の悪化をきたし病院へ搬送されたもの。
4	7月	廃棄物処理業	70歳代	6日	10時台	32.1℃	31.6℃	廃棄物の選別作業において、その休憩時間中に顔色が悪く様子がおかしい状況が認められ、歩行困難でもあったことから病院に搬送されたもの。
5	8月	警備業	60歳代	17日	16時台	35.5℃	30.1℃	現場での交通誘導警備に従事中、具合が悪くなり膝が動かなくなったもの。17時に終業し、1時間ほど現場事務所で休憩後に帰宅。帰宅後、歩くことができず救急搬送され即日入院となったもの。
6	8月	派遣業 (派遣先農業)	20歳代	5日	15時台	36.0℃	32.8℃	農業用ハウスの中で花の収穫作業中、脱水、頭痛を発症し救急搬送され入院となったもの。
7	8月	商業	60歳代	10日	13時台	35.8℃	31.8℃	ガソリンスタンドでの給油等の業務を終え、日陰で待機していたところ、突然意識を失い倒れたもの。水分補給、保冷剤等で応急措置を行うも症状が改善しないため救急搬送され入院となったもの。社内規程に従い定時の休憩及び水分補給を行ってはいた。
8	8月	警備業	60歳代	14日	11時台	30.2℃	29.0℃	晴天の中で昼までの交通誘導警備に従事。11時ごろから気分が悪くなり、勤務終了後帰宅するも昼食も摂ることができない状態。翌日も朝食及び昼食をとることができない状況が続き、発症から6日後に医療機関を受診したもの。
9	8月	機械器具設置 工事業	30歳代	5日	12時台	32.8℃	31.4℃	個人宅に家電を搬入する作業に従事中、手足の痺れと稼働制限、嘔吐を発症し、救急搬送されたもの。
10	8月	機械器具製造業	40歳代	6日	11時台	32.1℃	29.8℃	工場内で船舶用煙突の制作作業に従事。前日から吐気や眩量を感じていたが、当日は多少解消していたことから作業を継続。帰宅後に体調の悪化を感じたことから医療機関を受診したもの。水分摂取及びこまめな休憩を行ってはいた。
11	9月	通信業	30歳代	4日	10時台	28.3℃	27.5℃	原動機付自転車を使用しての配達業務に従事。配達先不在につき不在通知書を記入中に眩暈、気分の悪化を発症し立ってられなくなり座り込んだもの。意識はあるも動くことができず救急搬送されたもの。
12	9月	通信業	30歳代	14日	17時台	28.6℃	25.4℃	原動機付自転車を使用しての配達業務に従事中、両手の痺れを発症し木陰で休憩。さらに休憩のため移動し原付から降りようとしたところ足がもつれてその場に倒れこみ、嘔吐、自力では動けず、救急搬送されたもの。こまめな水分補給を行ってはいた。

(出資) 労働者死傷病報告

(注1) 気温については、気象庁ホームページで公表されている現場近隣の観測所における発生時間帯の気温を参考値として示した。

(注2) WBGT値については、環境省熱中症予防サイトで公表されている現場近隣の観測所における発生時間帯のWBGT値を参考値として示した。